

5. 三鷹市水泳連盟細則

第1条 理事会

本理事会の理事長は、規約第22条に掲げる業務の他、下記の運営業務を掌る。

- (1) 事業に関係しない申請・報告（現況届、年間プール使用調整等）に関する事
- (2) 運営本部に関する事
- (3) 事業本部のサポートに関する事

第2条 運営本部

運営本部長は本連盟理事長がその任に当たり、総務部、会計部、スペシャルチームの業務を総括する。

第3条 運営本部総務部

総務部長は本連盟の会長・副会長が検討し任命した者がその任に当たる。総務部の人員編成は、部長1名、理事1名を基本とし、下記を主な業務とする。

- (1) 議事録に関する事
- (2) 総会に関する事

第4条 運営本部会計部

会計部長は本連盟の会長・副会長が検討し任命した者がその任に当たる。会計部の人員編成は、部長1名、理事1名とし、主な業務として本連盟の会計全般を掌る。

第5条 スペシャルチーム

各スペシャルチームのリーダーは理事会において選出する。マスターズチーム、三水連だよりチーム、電脳チームの各チームリーダーはチームの業務を掌る。

第6条 事業本部

事業本部長は本連盟会長がその任に当たり、スクール事業部、事業企画部、競技部の業務を総括する。

第7条 事業本部スクール事業部

スクール事業部の組織と運営

- (1) スクール事業部長は、本連盟の会長又は副会長がその任にあたり、スクール事業部を統括する。
- (2) スクール事業部には、本連盟会長・副会長が検討し任命した G.シニア部長及びジュニア部長を置き各スクールの運営を総括する。
- (3) 各スクール部長の任期は2年とする。
- (4) 指導はスクール事業部長より囑託を受けたコーチが当たる。
- (5) スクール事業部長と各スクール部長との兼務は禁じる。

2 スクール事業部の業務範囲

- (1) 本連盟が主催する長期水泳講習会の企画・運営に関する事
- (2) 水泳の指導法に関する事
- (3) 水泳の指導員養成に関する事
- (4) 本連盟が主催・主管・受託する水泳教室事業の計画・運営に関する事

3 スクール事業部 G.シニア部

3-1 目的

部員に対し、水泳の指導を通じて生活の活性化と人生に生き甲斐を見出し、合わせて老化の予防、健康の増進・維持を図ると共にスポーツマンシップの養成に寄与し、併せて中高齢者に対する連盟の指導指針を確立すること。

3-2 部員

- (1) 三鷹市在住・在勤の50歳以上で市報掲載に応募した者
- (2) 連盟加盟の自主クラブに5年以上の在籍者で、満60歳以上の者で本人が移籍を希望し所属クラブの推薦を受け、部長の承認を得た者
- (3) その他特別に部長が認めた者
- (4) 上記部員は、心身共健康で水泳訓練を受けるのに支障なく自己管理の出来ること
- (5) 部員の在籍期間は原則として1年間とする。ただし、継続は3年間認める。

3-3 損害の補償

万一、不測の事項等により損害を被ることがあっても本人はもとより、家族の者も連盟とその運営者、コーチに対して一切の責任、損害の補償等は求めないこととする。

3-4 その他の運営に関する細目はスクール事業部において定める。

4 スクール事業部ジュニア部

4-1 目的

児童に対し水泳の指導を通して心身の健全なる発達と水泳の楽しさを会得させ、泳力の向上とスポーツマンシップの養成を図るための指導指針を確立すること。

4-2 部員

- (1) 三鷹市在住・在校の小学校2年生から6年生の児童で市報掲載に応募した者。
- (2) 健康状態が水泳訓練を受けるのに支障なく、活動日が夜間の場合、保護者の送迎が可能な者。
- (3) 部員の在籍期間は原則として1年間とする。但し、継続は認める。

4-3 損害の補償

万一、不測の事故等により損害を被ることがあっても本人はもとより、家族の者も連盟とその運営者、コーチに対して一切の責任、損害の補償等は

求めないこととする。

4-4 その他の運営に関する細目はスクール事業部において定める。

第8条 事業本部事業企画部

事業企画部の組織

事業企画部長は、本連盟の会長又は副会長がその任に当たり、事業企画部を統括する。事業企画部の人員構成は、企画部長の他、理事1名、会計部長、総務部長及び渉外担当の5名を基本とする。

2 事業企画部の主な業務

- (1) 三鷹市からの受託事業
- (2) 東京都からの受託事業
- (3) その他、本連盟が主催・主管・受託する事業

第9条 事業本部競技部

競技部の組織

競技部長は、本連盟の会長・副会長が検討し任命した者がその任に当たる。競技部の人員編成は、部長1名、副部長2名、理事3名の6名を基本とする。

2 競技部の主な業務

- (1) 競技会の運営に関すること
- (2) 競技会に関する技術の調査・研究
- (3) 審判員の養成に関すること

第10条 渉外担当

渉外担当者は、本連盟の会長・副会長が検討し任命した者がその任に当たり、下記を主な業務とする。

- (1) 三鷹市スポーツ協会理事
- (2) 三鷹市スポーツ協会内外との情報交換

第11条 本細則の改正手続きは三鷹市水泳連盟規約に準ずる。

附 則

本細則は令和4年4月1日から施行する。

2 現行「三鷹市水泳連盟グランド・シニア部細則」及び「三鷹市水泳連盟ジュニア部細則」は削除する。

令和6年4月1日一部修正

令和7年3月16日一部改正